令和6年10月27日執行予定

衆議院議員総選挙 • 最高裁判所裁判官国民審査

指定病院等における 不在者投票事務処理要領

鳥取県選挙管理委員会

第1	不在者投票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	不在者投票をすることができる期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	不在者投票をすることができる者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	不在者投票管理者となる者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第5	不在者投票を行う場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第6	不在者投票の立会人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第7	不在者投票の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第8	投票の送致 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第9	船員である入院患者等の不在者投票について指定港の市町村の選挙管理委員会に請	
	求する場合の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第10	不在者投票手続の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第11	投票用紙及び不在者投票用封筒の返還等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第12	不在者投票事務処理状況の記録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第13	指定病院等における不在者投票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第14	第2・9号様式の記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
0 14. 1714		15
	·····································	
	号様式(請求書甲用紙) -	
第2・	・9号様式(乙用紙)	
第3号	号様式(不在者投票宣誓書・請求書)	
第4号	·····································	
第5号	号様式(投票用封筒)	
第6号	号様式(不在者投票証明書)	
第7号	号様式(不在者投票証明書用封筒)	
第8号	异様式(送致用封筒)	
第9号	异様式(送付書甲用紙)	
第10) 号様式(船員の不在者投票用紙)	
◎指定病	院等における不在者投票の具体的な事務手続例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
◎別表 1	市町村選挙管理委員会所在地等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
⊕ //13X 1	[[]]] 们选手自在安良云/[] [[] 记记书 克孜	33
◎別表 2	指定病院等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
F = 5.15		
【凡例】		
	D2①Ⅲ・・・公職選挙法第48条の2第1項第3号	
	D····································	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
最審令 1	l············最高裁判所裁判官国民審査法施行令第1条	

事務の内容

第1 不在者投票

不在者投票とは、選挙期日に、選挙人が投票所に行くことが困難であると考えられる一定の事由に該当することが見込まれる場合に、選挙期日の前に投票することができる制度です。(法49、48の2①)

不在者投票の管理執行に当たり、その手続如何によっては、争訟に発展し、選挙人に不信感を抱かせることにもなりかねません。事務処理に当たっては、法令及びこの事務処理要領に定めるところにより、公正かつ厳正に行ってください。

注意事項

第2 不在者投票をすることができる期間

指定病院等 (第3の1から4までの施設をいう。 以下同じ。) において不在者投票をすることができ る期間は次のとおりです。 (令56①、令57①、 令58①、法270の2②)

- 衆議院議員総選挙
 - 10月16日(水)から10月26日(土)まで(公示日の翌日から選挙期日の前日まで)
- 最高裁判所裁判官国民審查
 - 10月16日(水)から10月26日(土)まで(告示日の翌日から審査期日の前日まで)

ただし、告示前4日以内に新たな裁判官が任命された場合は、10月20日(日)から10月26日(土)まで(審査期日7日前から審査期日前日まで)

- 1 市町村の選挙管理委員会への投票用紙等の交付請求は、午前8時30分から午後8時まで行うことができます。(法270の2①、令142の2①I)
- 2 公示日当日は不在者投票をすることができませんので注意してください。
- 3 法律の改正により、前回H29の衆議院議員 総選挙から、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁 判官国民審査の不在者投票をすることができる 開始日が原則として同一日となりました。

ただし、告示前4日以内に新たな裁判官が任命された場合は、国民審査の不在者投票ができる期間は審査期日7日前からとなりますので注意してください。

4 事務処理上、施設内において、特定の日を投票 日として定めることは差し支えありませんが、 その特定の日以外に選挙人から投票の申出があ ったときは、これを拒否することはできません。

第3 不在者投票をすることができる者

指定病院等で不在者投票をすることができる者は、次の者で、選挙期日の当日、一定の不在者投票 事由に該当することが見込まれる選挙人に限られます。(法48の2①、法49①)

1 指定病院に入院している選挙人

都道府県選挙管理委員会が指定した病院(以下「指定病院」という。県内の指定状況は別表2のとおり。)に入院している者であって、選挙期日に次のいずれかの事由により自ら投票所に行って投票することができないと見込まれる選挙人です。

- (1)疾病等により歩行が困難であること。(法 48の2①Ⅲ、法49①)
- (2)選挙人(1を除く。)の属する投票区の区域外の指定病院に入院中のもの。(法48の 2①Ⅱ、法49①)
- 2 指定老人ホーム、身体障害者支援施設又は保 護施設に入所している選挙人

都道府県選挙管理委員会が指定した老人ホー

- 1 選挙人とは、選挙人名簿に登録された者であることを原則とします。
- 2 不在者投票ができる選挙人は、次の(1)から(6)までのうちいずれかの事由により、選挙期日に投票所に行って投票することができないと見込まれる者です。(法49①)
 - (1) 法48条の2第1項第1号事由 職務若しくは業務又は総務省令で定める用 務に従事すること。
 - ※「総務省令で定める用務」とは、「葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務」とされています。(則15の4)
- (2) 法48条の2第1項第2号事由

用務(第1号事由の用務を除く一切の公私 の用事を意味する。)又は事故のためその属す る投票区の区域外に旅行又は滞在をするこ ム、身体障害者支援施設又は保護施設(以下「老人ホーム」、「支援施設」又は「保護施設」という。 県内の指定状況は別表2のとおり。)に入所している選挙人であって、選挙の当日(1)と同様の 事由等に該当することが見込まれる選挙人で す。(法48の2①ⅢⅢV、法49①)

3 刑事施設、労役場又は監置場に収容されている選挙人

刑事施設に収容されている被疑者、被告人及び拘留の刑に処せられた者又は労役場若しくは 監置場に収容されている者で、選挙期日の当日 も勾留、拘置、留置中であると見込まれる選挙人 です。(法48の2①Ⅲ、法49①)

なお、刑事施設に収容されている者には、刑事 収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成17年法律第50号)第15条第1項の 規定により刑事施設に代えて留置施設に留置さ れている者が含まれます。

4 少年院又は少年鑑別所に収容されている選挙 人

保護処分に付されて少年院に収容された者及び観護措置により少年鑑別所に収容された者で、選挙の当日も収容中であると見込まれる者です。(法48の2①Ⅲ、法49①)

と。

- (3) 法48条の2第1項第3号事由 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障 害のため、若しくは産褥にあるため歩行が困 難であること又は刑事施設、労役場、監置場、 少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収 容されていること。
- (4) 法48条の2第1項第4号事由 交通至難の島などに居住していること又は その地域において滞在をすること。
- (5) 法48条の2第1項第5号事由 その属する投票区のある市町村の区域外の 住所に居住していること。
- (6) 法48条の2第1項第6号事由 天災又は悪天候により投票所に到達するこ とが困難であること。
- 3 患者の付添人、看護師等は、指定病院等において不在者投票をすることはできません。
 - (選挙期日の当日、法第48条の2第1項第1号、第2号、第5号又は第6号の事由に該当することが見込まれる者は、一般の選挙人と同様に名簿登録地の市町村選挙管理委員会においては期日前投票、名簿登録地の市町村以外の選挙管理委員会においては不在者投票をすることができます。)
- 4 左列1及び2の場合、選挙期日の当日、歩行 が困難であることが見込まれればよいので、不 在者投票の当日、現実に歩行が困難でなくても 差し支えありません。
- 5 歩行が困難であると見込まれる者で指定病院 等に入院(入所)中の者の投票は、第3号事由 による不在者投票となります。
- 6 その属する投票区の区域内の指定病院等に入院(入所)中であっても、歩行が容易な場合は、第6号事由による場合を除き、不在者投票をすることができません。

なお、歩行が容易な者で、その属する投票区 の区域外の指定病院等に入院(入所)中の者は、 第2号事由によって、不在者投票をすることが できます。

7 郵便等による不在者投票ができる者(身体に 重度の障害がある者若しくは戦傷病者又は介護 保険法上の要介護者で介護保険の被保険者証に 要介護状態区分が要介護5である者として記載 されている者)であって指定病院等に入院(入 所)中の者であっても、入院(入所)中の病院 等において不在者投票管理者のもとで第3号事 由による不在者投票ができます。

(郵便等による不在者投票を行うのか、不在者投

票管理者のもとでの不在者投票を行うのか選挙 人(付添人、家族)に予め確認しておくことが 必要です。)

第4 不在者投票管理者となる者

1 不在者投票管理者となる者

指定病院等で不在者投票管理者となる者は、 次のとおりです。(令55②④)

/ - · · · / · · ·	,
指定病院等	不在者投票管理者
1 指定病院	院長
2 老人ホーム	老人ホームの長
3 支援施設	支援施設の長
4 保護施設	保護施設の長
5 刑事施設、労	刑事施設の長、労役場又
役場、監置場	は監置場が附置された刑
	事施設の長(以下「刑事施
	設の長」という。)
6 留置施設	留置施設の留置業務管理
	者
7 少年院	少年院の長
8 少年鑑別所	少年鑑別所の長

2 上記の者に事故があり又は欠けた場合

それらの職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。(令559)

3 指定病院長、老人ホームの長、支援施設の長 又は保護施設の長が候補者になった場合又は外 国人である場合

不在者投票管理者となることができないので、それらの職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。(令558®)

- 1 不在者投票管理者は選挙権を有することを必要としません。
- 2 院長、老人ホームの長、支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長は、不在者投票管理者の権限を他人に委任することはできません。
- 3 不在者投票管理者たる指定病院等の長が候補者となった場合は、候補者となった当該選挙だけでなく、候補者である期間に行われる全ての選挙において不在者投票管理者となることはできません。(令558)
- 4 不在者投票管理者の役目は、不在者投票事務 に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全 般を管理執行することです。その担当する事務 の主なものは次のとおりです。
 - (1)選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。(令50 ④)
 - (2) 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用 封筒を選挙人に渡すこと。(令53④)
 - (3) 投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者 投票証明書を点検すること。(令58①②)
 - (4) 選挙権を有する者を立会人に選び、不在 者投票に立ち会わせること。(令56③、令 58③)
 - (5) 不在者投票記載場所の設備をすること。 (令584)、令32)
 - (6) 代理投票の申請を受け、その許否を決定 すること。(令58④、令56④⑤)
 - (7) 投票の終わった不在者投票を送致又は送付すること。(令60①)
- 5 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動することができませんので十分御留意ください。例えば、日常の職務上有する影響力を利用して選挙運動をすることなどがこれに該当します。(法135②)

第5 不在者投票を行う場所

不在者投票は、不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所において行わなければなりません。(法49①)

1 選挙及び国民審査の期日の公示があった場合

1 指定病院において、選挙人は原則としてベッドの上で不在者投票することはできませんが、 重病人等歩行の著しく困難な者については、不 在者投票管理者の管理下で、立会人の立会いが 公示日の翌日から不在者投票は開始されるので、不在者投票管理者は、直ちに不在者投票事務の取扱場所を定めて、見やすい場所に掲示するなり、回覧に供したりする等の方法で選挙人に周知するように努めてください。

また、衆議院議員総選挙は、「小選挙区比例代表並立制」という制度が採用されており、小選挙 区選挙では候補者名を、比例代表選挙では政党 等の名称又は略称を自書して投票するので、選 挙人に間違いのないよう周知してください。

特に、投票用紙の書き違い(比例代表選挙の投票用紙に小選挙区選挙の候補者の氏名を書いたものなど)や候補者の書き違い(小選挙区選挙の投票用紙に選挙人が登録されている選挙区以外の選挙区の候補者名を記載するなど)は無効とされますので注意してください。

2 投票の記載場所の設備

投票を記載する場所については、他人がその 選挙人の投票の記載を見たり、投票用紙の交換 その他不正の手段が用いられたりすることのな いように、相当の設備をしなければなりません。 (令58④、令32)

3 投票記載場所における選挙運動用ポスターの 掲示禁止

不在者投票の記載場所には、一般の投票所と同様に選挙の公正を確保するため、選挙運動のために使用するポスター等の掲示はできません。(法143③、法145)

- ある限り、ベッドの上でも投票することができます。この場合、不在者投票管理者は投票の秘密保持に十分に注意を払い、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。
- 2 投票を記載する場所が不在者投票管理者の管理下にある限り、不在者投票管理者がそこに実在していなくてもかまいません。
- 3 投票を記載する場所には、「投票記載場所」と 表示してください。
- 4 投票を記載する場所に公職の候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、撤去しておいてください。なお、**指定病院等においては、不在者投票記載場所への候補者の氏名等の掲示は行わないこととされています。**(法175②、令125の4)
- 5 その他投票を記載する場所の設備について は、市町村の選挙管理委員会に連絡して、その 協力を得てください。

第6 不在者投票の立会人

不在者投票管理者は、選挙権を有する者を1人以上不在者投票に立ち会わせなければなりません。(令58③、令56③)

立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう 不在者投票事務の執行を監視する役割を果たし ています。適正な管理執行を行うためには、公正 な立会人の選任が不可欠です。

- 1 立会人は、一般の選挙の選挙権(年齢満18年以上の日本国民であって、法11条の選挙権を有しない者に該当しないこと)を有していればよく、選挙人名簿に登録されている必要はありません。(令58③、令56③)
- 2 立会人は、不在者投票管理者と兼ねることができません。

また、その事務を補助する者、代理投票を補助する者とも兼ねることはできません。

3 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません。(法49⑩、令和元年6月18日付第20190071711号鳥取県選挙管理委員会委員長通知)

第7 不在者投票の手続

1 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法

(1) 投票用紙等の請求

選挙人として登録されている選挙人名簿の 属する市町村(以下「所属市町村」という。) の選挙管理委員会の委員長に対して選挙の期 日の前日までに請求することができます。(令 50①)

(2)請求の方法

ア 一括請求 (令504)

不在者投票管理者である指定病院の院長、老人ホームの長、支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長又はそれらの代理人(以下「病院長等」という。)が、入院(入所)又は収容中の選挙人(以下「入院患者等」という。)の依頼を受け、それらの入院患者等に代わって請求する方法をいいます。依頼を受ける場合には、県の選挙管理委員会の交付する依頼書(第1号様式)を用いてください。

イ 個別請求 (令50①)

入院患者等が所属市町村の選挙管理委員 会の委員長に対して自分で直接請求する方 法です。

ウ 請求は、直接又は郵便によります。(令 50(T))

県内の市町村選挙管理委員会の宛先は別 表1を参照してください。

(3)請求に必要な文書

ア 一括請求の場合

投票用紙等請求書(第2号様式)で所属市 町村の選挙管理委員会の委員長に対して請 求します。(令50④)

イ 個別請求の場合

入院患者等が自分で直接請求する場合は、不在者投票宣誓書・請求書(以下「宣誓書・請求書」という。)(第3号様式)により行います。(令50①)

(4) 入院患者等の選挙人が船員である場合

(3)の文書のほか選挙人名簿登録証明書を添付してください。(令50⑥)

2 投票用紙等の受領及び交付

(1)所属市町村の選挙管理委員会へ請求すると、 次の投票用紙と投票用封筒(外封筒・内封筒) が交付又は送付されます。(令53①)

ア 投票用紙(第4号様式)

(ア) 衆議院比例代表選出議員選挙投票

- 1 不在者投票のための投票用紙等の請求は、選 挙期日の公示日前においても行うことができま す。(令50①)
- 2 一括請求による場合は、口頭ではなく、必ず 文書で請求しなければなりません。この場合、 直接に請求しても、郵便により請求しても差し 支えありません。(令50④)
- 3 請求は、期間内であれば平日、土曜日、日曜日、休日を問わずいつでもできますが、時間は 原則として午前8時30分から午後8時までで す。(法270の2①、令142の2①I)
- 4 点字投票をしたい旨の依頼があったときは、 不在者投票用紙等請求書兼送付書(第2・9号 様式(**乙用紙**))の備考欄に「点字」と記入して ください。
- 5 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙 区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査 のうち、請求の依頼のないものについては、依 頼書の本文中、不要の字句を抹消させ、かつ、 **乙用紙**の備考欄にその旨記入してください。
- 6 個別請求の場合は、第3号様式により直接所 属市町村の選挙管理委員会に請求させてくださ い。(令50①②)
- 7 病院長等は、できるだけ一括請求によるよう 指導してください。なお、入院患者等からの依 頼書の提出期限を設けることは差し支えあり ませんが、病院長等は、当該期限経過後に依頼 があった場合でも、選挙権を不当に害すること のないよう対応する必要があります。

※ 一括請求の場合

「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・ 9号様式(乙用紙))の太線枠の中の欄を記入し て「投票用紙等請求書」(第2号様式(甲用紙)) に添付してください。

1 選挙人名簿に登録されていない者、失権者の 投票用紙等は交付されません。

この場合、市町村の選挙管理委員会からの送 付通知書に添付されている「不在者投票用紙等 請求書兼送付書(第2・9号様式(乙用紙))」 の「選挙人氏名」の欄が、二重線で抹消され、 (その1)

- (イ)衆議院小選挙区選出議員選挙投票(その2)
- (ウ)最高裁判所裁判官国民審査投票 (その3)
- (エ) 点字投票による最高裁判所裁判官国民 審査投票(その4)
- イ 投票用封筒(外封筒・内封筒)(第5号様 式その1・その2・その3)
- ウ 入院患者等が自分で直接請求した場合には、このほかに、不在者投票証明書(第6号様式)が在中している不在者投票証明書用 封筒(第7号様式)が併せて本人に送付されます。(令53②)
- (2) 一括請求の場合、病院長等は送付を受けた投票用紙等をそれぞれ請求の依頼をした入院患者等に渡してください。(令53④)

3 不在者投票の方法

投票は、必ず病院長等の管理下において、立会人(第6参照)の立会いのもとに、投票の記載場所(第5参照)で行います。(令58)

その順序は

- (1)病院長等は、不在者投票をさせる前に 先に渡した投票用紙及び投票用封筒を選挙 人に提示させ、所定のものであるかどうか、選 挙人であるかどうかを確認し、更に投票用紙 等に何も記載されていないかどうかを点検す
- (2) 入院患者等は、投票の記載場所において ア 比例代表選出議員選挙投票用紙には政党 等の名称又は略称を、小選挙区選出議員選 举投票用紙には候補者の氏名を 国民審査
 - 挙投票用紙には候補者の氏名を、国民審査の投票用紙には罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官に×の記号を、自ら記載し、
 - イ 記載済みの投票用紙をそれぞれの不在者 投票用内封筒に入れて封をし、その後更に 投票用外封筒に入れて封をし、
 - ウ 外封筒の表面に投票者が署名をして、
 - エ 病院長等に提出します。(以上令58①、 令56②)
- (3) 病院長等は、提出を受けた後
 - ア 外封筒の表面に投票者の署名が自書されていることを確認した上で、
 - イ 同じく外封筒の表面に次の事項を記載 し、
 - (ア) 投票の年月日
 - (イ) 投票の場所
 - (ウ) 病院長等の職・氏名

「選挙人名簿」欄には登録されていない旨の記載があります。

- 2 送付通知書(添付されている「不在者投票用 紙等請求書兼送付書(第2・9号様式(乙用 紙))」)に記載された氏名と依頼書の氏名とを必 ず照合し、投票用紙を交付できる者であること を確認した上で投票用紙等を渡してください。 (令53④)
- 3 点字用の投票用紙には、投票用紙(第4号様 式)に「点字投票」である旨の表示がしてあり ます。(令53③)
- 4 個別請求した入院患者が、不在者投票証明書 用封筒を投票前に開封した場合は、誤って開封 したかどうかを問わず、投票させることはでき ないので十分注意してください。(令58②)
- 1 不在者投票は、選挙の期日の前日まですることができます。事務処理上、施設内において特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に選挙人から投票の申出があったときは、これを拒否することはできません。

なお、その投票を所属市町村の選挙管理委員 会の委員長に郵送するものについては、その郵 送日数を考慮して速やかに投票手続をするよう 入院患者等に注意してください。

- 2 入院患者等が自ら請求した場合は、左列(1) のほか、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後でなければ投票させることはできません。(令58②)
 - この場合、封筒が既に開封されている場合に は、投票を拒否しなくてはなりません。
- 3 点字投票を行う場合における外封筒の表面の 投票者の署名は、投票用紙を損傷させるおそれ があるので、記載した投票用紙を封筒に入れる 前に行うよう指導してください。
- 4 点字投票を行う入院患者等がいるときは、点字器を市町村の選挙管理委員会から借りて準備しておいてください。
- 5 外封筒の表面の**投票者の署名**(左列(2)ウ) 及び**立会人の署名**(左列(3)ウ)は**必ず自書** することを要し、ゴム印の押印等は認められま せん。これに対し、病院長等の行う記載(左列 (3)イ(ウ))は、ゴム印等を用いても差し支 えありません。
- 6 病院長等は、前記5の事柄が記載されている か必ず確認してください。

ウ 更に、投票に立ち会った立会人に署名さ せます。(以上令60①)

4 特別な投票の方法

(1)代理投票

入院患者等が心身の故障その他の事由により自書できないため代理投票の申請のあったときは、病院長等は、立会人の意見を聞いて、代理投票を行わせるかどうかを決定します。(法48、令56④、令58④)

- ア 代理投票を行わせると決定したときは、
- イ 投票記載の補助者2人を定め、
- ウ そのうちの1人の立会いのもとに、
- エ 他のもう1人に

入院患者等の指示に従って投票の記載を させ、内封筒に入れて封をし、その後更に不 在者投票用外封筒に入れて封をし、外封筒 の表面に入院患者等の氏名を記載して直ち に提出させます。(代理記載人の欄には何も 記入させません。)

オ 更に前記3(3)の要領で、表面に記載します。

(2) 代理投票の仮投票

- ア 病院長等は、次の場合においては、前記 (1)の要領で代理投票の仮投票を行わせ ます。(令41、令56⑤、令58④)
 - (ア) 代理投票をさせる事由がないと認め、 拒否と決定したことについて、入院患 者等に不服がある場合
 - (イ) 代理投票を行わせる事由があると認め、代理投票を行わせると決定したことについて立会人に異議がある場合
- イ この代理投票の仮投票の場合に限り、特 に投票用外封筒の代理記載人欄に、代理記載人の氏名を記載させなければなりません。

- 1 左列(1)イの投票記載の補助者は、不在者 投票管理者又は立会人と兼ねることはできませ ん。
- 2 補助者は、不在者投票管理者の管理する投票 の記載をする場所において投票に係る事務に従 事する者のうちから定めます。

3 代理投票を行わせる事由がないと認め、病院 長等が拒否の決定をしたことについて、入院患 者等に不服がない場合には、立会人に異議があ っても仮投票を行わせることができません。

第8 投票の送致

病院長等は、入院患者等の投票が終わり、不在者 投票用外封筒に所要事項の記入(**第7**の3(3)) が終わったときは、

- 1 更に入院患者等の所属する市町村の選挙管理 委員会ごとに別の封筒(第8号様式、以下「送致 用封筒」という。)に入れて封をし、(入院患者等 が自ら投票用紙等を請求したものについては、 不在者投票証明書も併せて入れる。)
- 2 封筒の表面に「選挙事務」、「不在者投票在中」 と朱書して、(郵便によって送付する場合はさら にレターパックにより、)
- 3 裏面に記名して印を押し、

- 1 送致又は送付を受けた所属市町村の選挙管理 委員会の委員長は、直ちに投票及び不在者投票 証明書を選挙人の属する投票区の投票管理者に 送致します(令60②)が、投票所を閉じる時 刻までに投票管理者に届かないものは、投票が なかったものとして取り扱われます(令65、 令76②)ので、病院長等は、郵送によるとき は、レターパックで送付するとともに、郵送期 間の余裕を見て早めに送付してください。
- 2 入院患者等が自ら投票用紙等を請求した場合 の投票で、不在者投票証明書が併せて送付され ないときは、この投票は不受理の決定がなされ

4 入院患者等のそれぞれの所属する市町村の選挙管理委員会の委員長に、直接送致するか、又は郵便等(郵便による場合はレターパックとしてください。)によって送付します。(以上令60 ①)

この際「投票用紙及び投票用封筒送付書」(第9号様式(甲用紙))「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))を添付してください。

ますので注意してください。

- 3 投票を送致する際は、その取扱いに十分注意 し、途中において紛失等の事故の生じないよう に措置してください。
- 4 左列4により添付する「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))は、市町村の選挙管理委員会から投票用紙と一緒に送られてきた投票用紙を交付する選挙人の氏名が記載されたものを複写して使用してください。

具体的には、

- (1) 複写した「不在者投票用紙等請求書兼送 付書」(第2・9号様式(乙用紙))の二重 線枠の欄に各々の選挙人の投票の状況を 記載する。
- (2) 個別請求した選挙人については、複写した「不在者投票用紙等請求書兼送付書」 (第2・9号様式(乙用紙))に、あるいは新たな「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))に書き足してください。この場合は、太線枠の欄と二重線枠の欄に記入してください。

第9 船員である入院患者等の不在者投票について 指定港の市町村の選挙管理委員会に請求する場合 の特例

- 1 入院患者等が船員(実習生を含む)であるときは、所属市町村の選挙管理委員会のほかに、総務省令で指定した市町(鳥取市、境港市、岩美町、琴浦町)の選挙管理委員会の委員長に対しても、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳(実習生の場合は船員手帳に準ずる文書)を提示して、投票用紙等を請求することができます。(令51①)
- 2 この場合、送付又は交付される投票用紙等は次のとおりです。
 - (1) 船員不在者投票用紙(第10号様式)
 - ア 衆議院比例代表選出議員選挙投票 (その1)
 - イ 衆議院小選挙区選出議員選挙投票 (その2)
 - ウ 最高裁判所裁判官国民審査投票 (その3)
 - (2) 投票用封筒(外封筒・内封筒)(第5号様式に準じる。)
 - ア 衆議院比例代表選出議員選挙投票用 (その1)
 - イ 衆議院小選挙区選出議員選挙投票用 (その2)

- 1 船員である入院患者等が自ら請求する場合に は、左列によるほか宣誓書・請求書を添えなけ ればなりません。(令52)
- 2 実習生の場合の添付資料である船員手帳に準 ずる文書は、練習船実習生証明書取扱要領によ り地方運輸局長等から交付される練習船実習生 証明書が該当します。

- ウ 最高裁判所裁判官国民審査投票用 (その3)
- 3 なお、この場合は送付されてくる投票用封筒 (外封筒)の表面に、
 - (1) 交付市町村名
 - (2) 交付年月日
 - (3) 船員の選挙人名簿の属する市町村名が特に記載されています。(令54①)
- 4 その他の投票手続は、すべて以上で述べた手 続と同一です。

第10 不在者投票手続の変更

不在者投票のために投票用紙及び不在者投票用 封筒の交付を受けた入院患者等が、不在者投票を しなかったときは、その投票用紙及び投票用封筒 (入院患者等が自ら請求した場合は、このほかに 不在者投票証明書)を投票管理者に返して、選挙の 期日の前日までは期日前投票所において期日前投 票、選挙の当日は投票所において投票することが できます。(令64②) 不在者投票事由には変更がないが、投票場所の変更があった場合、たとえば、A市の指定病院に入院中の投票用紙等の交付を受けた選挙人が、不在者投票を行わないうちにB市の指定病院に移った場合、B市の指定病院で投票できるのは、本人自らが投票用紙等を請求した場合に限られます。

第11 投票用紙及び不在者投票用封筒の返還等

入院患者等が不在者投票をせず、かつ、前記**第 10** によって期日前投票又は選挙期日の当日投票所における投票もしなかった場合は、速やかに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければなりません。(令64②)

2 交換

投票用紙や不在者投票用封筒を汚損したり、 破損したりしたときには、交付を受けた市町村 の選挙管理委員会に、理由を付してこれと引換 に交付を請求してください。(令36)

3 再交付

投票用紙及び不在者投票用封筒は紛失しても 再交付は受けられませんから十分注意してくだ さい。

不在者投票証明書は再交付できるので、理由を付して、交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に再交付を申請してください。

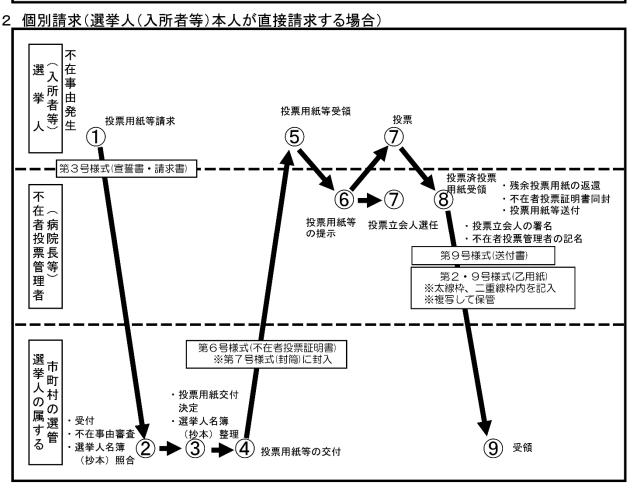
指定病院等にある入院患者等が投票用紙等の交付を受けた後、他の指定病院等に移り、その病院 長等から再び投票用紙等の請求があった場合は、 従前の病院長等の手元に投票用紙等があり、かつ、 交付を受けた投票用紙等を確実に返還されること が確認できるときは、引換えと同視し、投票用紙 等の再交付を受けることができます。

第12 不在者投票事務処理状況の記録

- 1 不在者投票の件数
- 2 一括請求と個別請求の別
- 3 代理投票の状況
- 4 その他(特に緊要と認められる事項) これらを「不在者投票用紙等請求書兼送付書」 (第2・9号様式(乙用紙))により記録してお いてください。

第13 指定病院等における不在者投票 投票用紙の請求 ~ 交付 ~ 送致の流れ

-括請求(病院長等が代理請求する場合) 選 在 挙所 事 由 者 発 人等 投票用紙等請求依頼 投票用紙等受領 生 (8) 投票用紙 投票 第1号様式(依頼書) 交付 投票立会人の署名 9・不在者投票管理者の記名 • 投票用紙受領 -括請求 ③ 不 $(7) \rightarrow (8)$ ・依頼書と送付通知 残余投票用紙の返還 在~ (代理請求) 投票立会人選任 書、乙用紙(保管分 不在者投票証明書同封 者病 市町村送付分) を照合 • 投票用紙等送付 投院 票長 第2号様式(請求書甲用紙) 第9号様式(送付書) 管等 理 第2・9号様式(乙用紙) 第2・9号様式(乙用紙) 者 ※太線枠内のみ記入 ※二重線枠内を記入 ※複写して保管 ※複写して保管 第2・9号様式(乙用紙) ※選挙人名簿欄を記入 選市町 ※複写して保管 人のの 投票用紙交付 送付通知書 決定 属の属 属する 選挙人名簿 受付 (抄本) 整理 · 不在事由審査 **→**(5)**→** ・選挙人名簿 (6) (10)受領 (抄本) 照合



「第2・9号様式(乙用紙)」の記載要領 第14

- 投票用紙等の請求(指定病院等 → 市町村委員会)
 - (1) 乙用紙の左側太線枠内に、請求依頼を受けた選挙人の氏名、住所、生年月日を記入してく ださい。
 - (2) 以下に掲げる事項があれば、備考欄に記入してください。
 - ①点字投票を希望する選挙人がいる場合はその旨
 - ②小選挙区選挙、比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査のいずれかの投票しか希望しな い場合はその旨
 - (3) 第2号様式(請求書甲用紙)を併せて送付してください。

【記載例(その1)】

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査 不在者投票用紙等請求書兼送付書(乙用紙)

(No

3	2000年	氏名											_					民審査		選挙人名簿	
12	477	LUI		選挙人名簿に登録されている住所	備考	投票年月日	請求	区分	投票	状況	請求	区分	投票	状況	請求	区分	投票	状況	(※市	町村選挙管理委員会(か記入欄)
(生年	月日)					一括	個別	本人	代理	一括	個別	本人	代理	一括	個別	本人	代理	投票区	頁	番号
				鳥取市東町〇一△□																	
Z	Ш	三 三 三	郎	鳥取市東町△一□×	点字																
丙	Ш	三代	子	鳥取市東町ロー×◇	小選挙区のみ																
T	原	四	男	鳥取市東町×一◇○				[- 100 t		40.7								7		
								偏:	ち懶(こは、	投票		要の	事項を	さ言ご車	TU C	5</td <td>さい。</td> <td></td> <td></td> <td></td>	さい。			
	年	月	日)																		
	年	月	B)																		
	#	月	H)																		
	年	月	日)																		
	年	月	日)																		
	年	В	日)																		

- 指定病院等における留意事項]
 1 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別業で作成すること。(必要に応じて複写しておくこと。)
 2 投票用紙等を請求する場合は、太線枠の中の欄のみを記入すること。
 3 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。
 4 選挙人名第の欄は可も記入とないこと。
 5 衆議院上例代表選出議員選挙、衆議院小選挙を選出議員選挙のみ」等と記載すること。
 5 衆議院上例代表選出議員選挙、衆議院小選挙を選出議員選挙のみ」等と記載すること。
- ・ 不動かたが1830年間を発生する。 6 市町村選挙管理委員会に投票用紙等を返還する場合は、二重線枠で囲まれた欄のみを記入すること。(諸宋区分及び投票状況は、該当するものに〇印をつけることなお、投票をしなかったため投票用紙等を返還する者については、投票状況の欄に「返還」と記載すること。)
- なお、任果をしなかつたたの投票用面等を返還する者については、投票状況の欄にい返還と記載すること。) 【市町村選挙管理委員会における留意事項】 1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消しすること。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。) 2 投票用紙等の交付の際は、本表を添えて交付すること。

- 投票用紙等の交付(市町村委員会 → 指定病院等)
 - (1) 市町村委員会において、不在事由の審査、選挙人名簿との照合結果が右側に記入されま す。

その際、選挙人名簿に記載のない選挙人については、二重線で抹消され、併せてその旨が 記載されることとなります。

(2) 投票用紙等の交付の際、乙用紙と併せて「投票用紙等送付通知書」が送られてきます。

【記載例(その2)】

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査 不在者投票用紙等請求書兼送付書(乙用紙)

(No. [施設名 衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院小選挙区選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査 選挙人名簿 (※市町村選挙管理委員会の記入欄) 選挙人氏名 選挙人名簿に登録されている住所 備者 投票年月日 請求区分 投票状況 請求区分 投票状況 請求区分 投票状況 (生年月日) 一括 個別 本人 代理 一括 個別 本人 代理 一括 個別 本人 代理 投票区 頁 番号 甲 野 一 子 鳥取市東町〇一△□ 〇〇投票区 〇〇頁 000番 (昭和〇〇年〇月〇日) 乙山二郎 鳥取市東町△ー□× 点字 △△投票区 △△頁 $\triangle \triangle \triangle$ 番 (昭和〇〇年〇月〇日) 丙 川 三代子 小選挙区 鳥取市東町ロー×◇ □□投票区 口口百 □□□番 (昭和〇〇年〇月〇日) 鳥取市東町×−◇○ 登録なし (昭和〇〇年〇月〇日) 選挙人名簿に登録されていない場合、二重線で抹消 月 日 されます 月 日 月 日 月 日 月 日)

- 定別院寺における首思争項】 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別業で作成すること。(必要に応じて複写しておくこと。) 投票用紙等を請求する場合は、太線枠の中の棚のみを記入すること。 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。 3世末・67年間地に「24811」で、
- 3 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の甲立てがあった場合には、儒考欄に「点字」と記載すること。
 4 選挙人名権の欄は何ち込むにした。
 5 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のいずれかの請求の依頼があったときは、儒考欄に「衆議院比例代表選出議員選挙のみ」等と記載すること。
 6 市町村選挙管理委員会に投票用紙等を送付する場合は、二重線枠で囲まれた棚のみを記入すること。(請求区分及び投票状況は、該当するものに〇印をつけること。なお、投票をとなかったため投票用紙等を返還する者については、投票状況の欄に「返還」と記載すること。)
 【市町村選挙管理委員会における留意事項】

- ・パース・ルルキ 中本本共和本にない、沙田ル中中は 1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消しすること。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。) 2 投票用紙等の責けの際は、本表を添えて交付すること。

【投票用紙等送付通知書(例)】

(番 号) 令和 年 月 日

施設名 不在者投票管理者 職・氏名 様

市町村選挙管理委員会委員長 ○○○○

令和 年 月 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国 民審査における投票用紙について(通知)

令和 年 月 日付けで請求のあったこのことについて、別添のとおり交

付します。 (なお、請求のあった選挙人のうち、丁原四男氏については、選挙人名簿に 登録されていないので投票用紙等を交付しません。)

記

投票用紙及び投票用封筒の内訳

	衆議院比例代表 選出議員選挙	衆議院小選挙区 選出議員選挙	最高裁判所裁判官 国民審査
請求枚数			
交付枚数			

- 投票済み投票用紙等の送付(指定病院等 → 市町村委員会)
 - (1) 乙用紙の中央二重線枠内に、投票年月日、請求区分及び投票の状況を記入してください。
 - (2) 個別請求により投票を行った入院(入所)者がいた場合、太線枠、二重線枠内に追加記入 し、投票済投票用紙等を併せて送付してください。

【記載例(その3)】

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査 不在者投票用紙等請求書兼送付書(乙用紙)

(No

[施設名]															_		
選挙人氏名				_									判所裁	_	_	/w+	選挙人名簿	07.3 480
	選挙人名簿に登録されている住所	備考	投票年月日		区分	投票		請求		投票		請求			状況		町村選挙管理委員会の	
(生年月日)				一括	個別	本人	代理	一括	個別	本人	代理	一括	個別	本人	代理	投票区	頁	番号
甲 野 一 子 (昭和00年0月0日)	鳥取市東町〇一△□			0				0				0				○○投票区	〇〇頁	000番
乙山二郎(昭和00年0月0日)	鳥取市東町△一□×	点字	令和6年 〇月〇日	0		0		0		0		0		0		△△投票区	△△頁	△△△番
丙川三代子(昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町□一×◇	小選挙区のみ	令和6年 〇月〇日	0			0	0			0					□□投票区	口口頁	□□□番
丁原四男	鳥取市東町×−◇○															登録なし		
(昭和〇〇年〇月〇日) 戊海五月 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町◇一○△		令和6年 ○月△日		0	0			0	0			0	0				
(年月日)			個別請くださ	求で! い。	投票を	を行っ	た者	につ	ハて、	適宜	ī, į	5 විවරේසි	入し ⁻	7				
(年月日)			,															
(年月日)																		
(年月日)																		
(年月日)																		

[【]指定病院等における留意事項】

1 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別業で作成すること。(必要に応じて複写しておくこと。)

2 投票用紙等の請求予ら場合は、太線枠の中の欄のみを記入すること。
3 選挙人から公職選挙法能行令第50条第3項の申立てがあった場合には、備寿欄に「点字」と記載すること。
4 選挙人の著途の欄は何も犯人ないこと。
5 表議院比例代表選出議員選挙、決議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判令区配表のいずれかの請求の依頼があったときは、備寿欄に「泉議院比例代表選出議員選挙のみ」等と記載すること。
5 表議院比例代表選出議員選挙、決議院小選挙区選出議員選挙でのより等と記載すること。(請求区分及び投票状況は、該当するものに〇印をつけること。
6 市町村選挙管理委員会ににおける留意事項】

1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消しすること。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。)

2 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消しすること。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。)

第 1 号様式 (依頼書)

二代国

依に判出 頼お所議私 の表民 選い選審衆 い裁員は 挙ず出査議 て判選 ま 人れ議の院 氏か員い比 す行官挙令 依 名請選ず例 。い国及和 欄求挙れ代 年 に選挙人がのうち 講しないもの 民び ま す審衆 月 頼 が自累めずり、 か査議年 さ選 選 住 が人名な らの院 署抹選を挙 H 投 小 し消挙依、 VI 衆議院小衆議院小 簿 るに 投 票 選月 書 氏 住記 を挙 票 所載 識い小 名 所 , 区 用 員も選 様 選の挙 紙 当 選 押 H 挙が区 印 及 出 執 は 上あ選 又る出 不 CK 議行 つは場議 要 投 員の 一合員 で 最は選 あるこ 選衆 年 ` 挙 高 裁本又 挙 議 用 判文は 封 並院 所中最 裁の高 月 筒 び比 判一裁 0 に例 官衆判 国議所 請 最 代 民院裁 \mathbb{H} 高 表 求 審比判 印 查例官 生

を

裁選

請 求

次 0) 選 挙 人 は 令 和 年 書 月 H 執 行 0 衆 議

挙 及 U. 衆 議 院 小 選 挙 X 選 出 議 員 選 挙 並 び に 最 高 裁 判 所 裁 判 官 玉 民 選 審 査 議 0

院

比

例

代

表

出

員 選

当

に

あ

る

た

め、

当

日

当

に で お 条 第 次 W 0) て 選 投 項 票 挙 12 す お 人 る 13 11 見 代 7 込 準 わ み 用 7 て、 す で る あ り、 投 第 票 Ŧī. 用 十 公 職 紙 条 選 第 船 挙 几 法 員 項 施 0) 不 行 0 規 令 在 定 第 者 投 に 五

封

筒

0

交

付

を

請

求

L

ま

す。

令和

年

月

H

住 所

施 設 名 及 び 職 名

名

氏

挙 管 理 委 員 会 委 員 長

選

様

票

用

紙

及

び

投

票

用

よ

る

依

頼

が

あ

2

た

0

+

条

第

几

項

第

£.

+

第2.9号様式(乙用紙)

第50回衆議院議員総選举及び第26回最高裁判所裁判官国民審査

不在者投票用紙等請求書兼送付書(乙用紙)

(No.

番号 選挙人名簿 (※市町村選挙管理委員会の記入欄) 頁 投票区 衆議院比例代表選出議員選挙 | 衆議院小選挙区選出議員選挙 | 最高裁判所裁判官国民審査 本人 代理 請求区分 投票状況 一括 個別 請求区分 投票状況 一括 個別 本人 代理 本人 代理 投票年月日 請求区分 投票状況 一括 個別 備老 選挙人名簿に登録されている住所 \Box \Box $\widehat{\blacksquare}$ $\widehat{\blacksquare}$ $\widehat{\blacksquare}$ Ш 選挙人氏名 H Щ 田 H H Ш 田 田 (生年月日) 年 年 年 年 年 年 年 施設名

[【]指定病院等における留意事項】 1 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別葉で作成すること。 2 投票用紙等を指求する場合は、太條枠の中の欄のみを記入すること。 3 選挙人から公職選挙法施行今第50条第3項の中立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。 3 選挙人から公職選挙法施行分第50条第3項の中立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。 5 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のいずれかの請求の依頼があったときは、備考欄に「衆議院比例代表選出議員選挙のみ」等と記載すること。 5 永議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のいずれかの請求の依頼があったときは、備考欄に「衆議院比例代表選出議員選挙のみ」等と記載すること。 6 市町村選挙管理委員会に投票用紙等を送付する場合は、二重線枠で囲まれた欄のみを記入すること。(請求区分及び投票状況は、該当するものに〇印をつけること。 7 た。投票をしたがったたか投票をしたがかったとのを登録の有無については、投票状況の欄に「返還」と記載すること。 1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消しすること。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。)

不在者投票宣誓書・請求書

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

 生年月日
 年月日
 月日

 (〒 -) (電話 - -)
 (電話 - -)

 現住所
 (送付先及び連絡先)※アパート等名称、部屋番号まで記入してください。

 (〒 -)
)

 選挙人名簿に記載されている住所

 ※現住所と異なる場合のみ記入してください。

投票予定場所

私は、令和 年 月 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議 員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みである ことを誓い、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

※以下は記入しないでください。

選: 投票区	挙人名簿 頁	奪 番号	請求方法	交付法	証明書	投票日又 は受領日
汉赤区	<u> </u>	ш.У	直接郵便	直接郵便	有・無	月 日

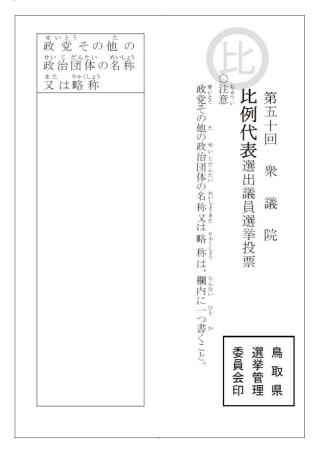
◎ 不在者投票は、選挙の当日、公職選挙法で定められた**一定の事由に該当すると見込まれる人**に認められる制度です。

表面に記載のいずれかの事由に該当することを確認し、必要事項を記入してください。

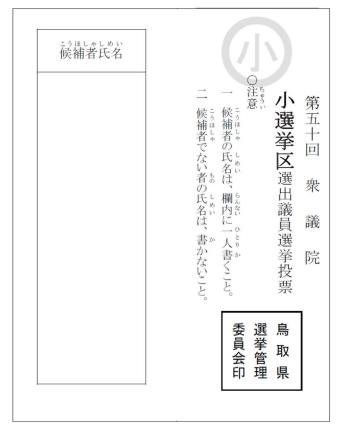
- ◎ 表面の投票予定場所の欄には、あなたが投票用紙等を請求した市町村の選挙管理委員会の窓口以外の場所で投票する場合に、病院等の場合は施設名を、それ以外の場合は市町村名を、わかる範囲で記入してください。
- ◎ 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官 国民審査のいずれかを宣誓・請求しないものがある場合は、本文中の「衆議院比例代 表選出議員選挙」、「衆議院小選挙区選出議員選挙」又は「最高裁判所裁判官国民審 査」のいずれか宣誓・請求しないものを抹消してください。

第四号様式(投票用紙)

その1



その2



備考

- 1 用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

その3

			×を書く欄	ちゅう 注 その氏が こ やめ	最高裁判
			裁が、対ばんかか	ては、何も書かないこと。 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、やめさせなくてもよいと思う裁判官については、やめさせな方がよいと思う裁判官については、やめさせた方がよいと思う裁判官については、	民審査投票
			の 氏 ^L 名 [®] N	り裁判官については、	委員会印 選挙管理 県

- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。 3 裁判官の氏名は中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

原二十六回 最高裁判所裁判官国民審査投票 第二十六回 第二十六回 場合の大学を選挙を選挙を選挙を担いているときは、その氏名を書くこと。 を対し、と思う裁判官がないときは、何も書かないこと。 を対した方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

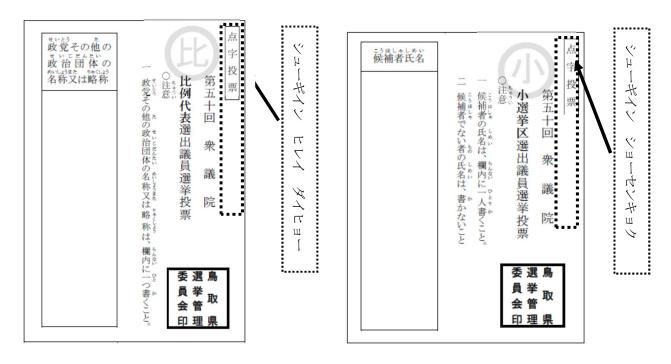
- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点字投票用紙への選挙種類の点字表示

1 表示位置

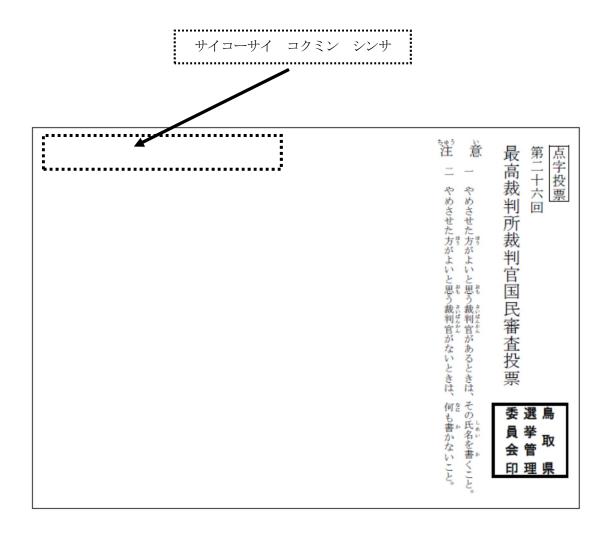
(1) 比例代表選挙、小選挙区選挙の貼付位置

投票用紙の表面の右上から右下にかけて表示する(下図参照)。



(1) 国民審査の貼付位置

投票用紙の表面の左上から右上にかけて表示する(下図参照)。



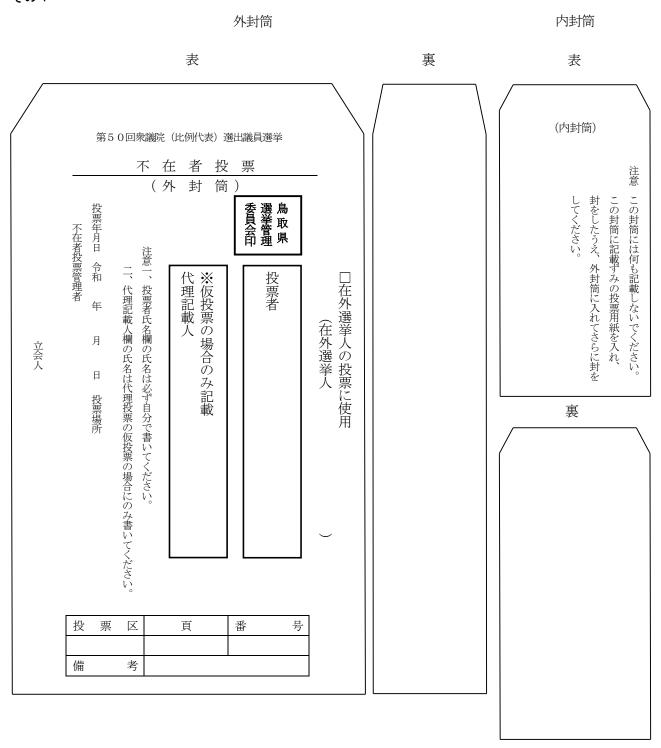
2 表示内容

下表のとおり表示する。

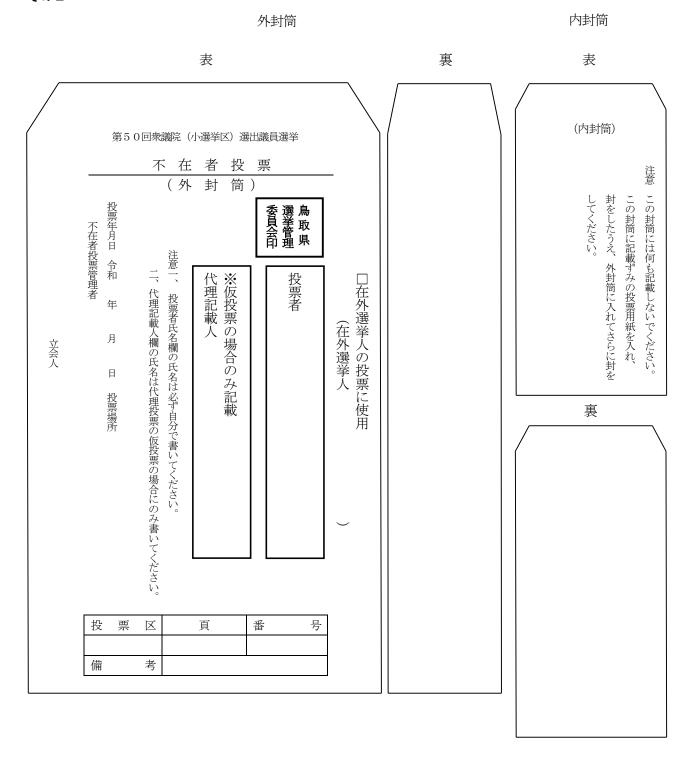
選 挙 の 種 類	表示内容
比例代表選挙	シューギイン ヒレイ ダイヒョー
小選挙区選挙	シューギイン ショーセンキョク
国民審査	サイコーサイ コクミン シンサ

第5号様式(投票用封筒)

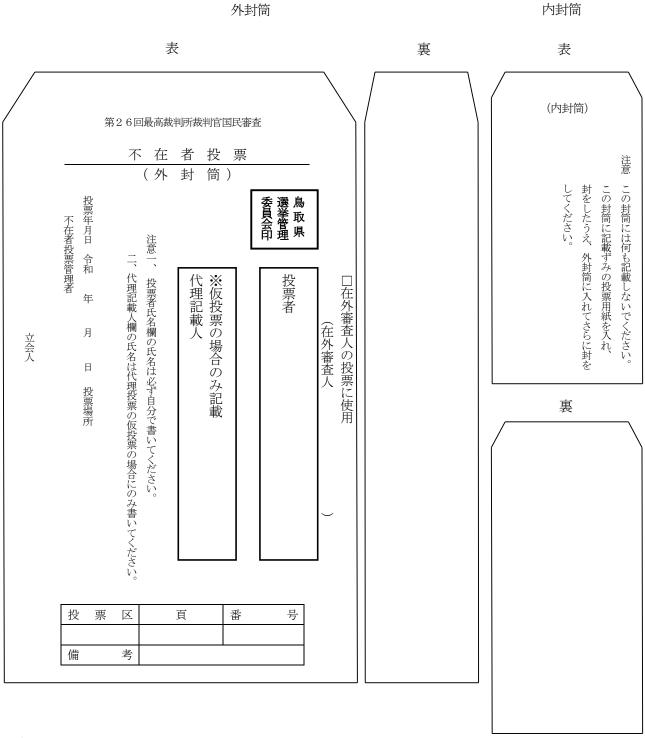
その1



- 1 外封筒の「代理記載人氏名」は、代理投票の仮投票の場合に限り記載するものとする。
- 2 記載済みの投票用紙は、内封筒に入れて封をした上、さらに外封筒に入れて封をするものとする。
- 3 用紙の色はピンク色・インクの色は黒色。



- 1 外封筒の「代理記載人氏名」は、代理投票の仮投票の場合に限り記載するものとする。
- 2 記載済みの投票用紙は、内封筒に入れて封をした上、さらに外封筒に入れて封をするものとする。
- 3 用紙の色はあさぎ色・インクの色は黒色。

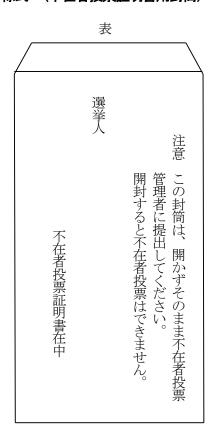


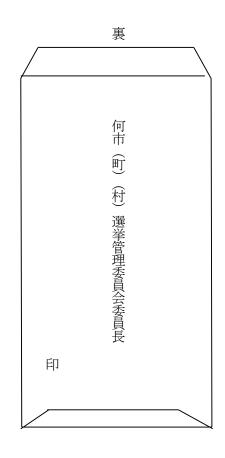
- 1 外封筒の「代理記載人氏名」は、代理投票の仮投票の場合に限り記載するものとする。
- 2 記載済みの投票用紙は、内封筒に入れて封をした上、さらに外封筒に入れて封をするものとする。
- 3 用紙の色はうぐいす色・インクの色は黒色。

第6号様式(不在者投票証明書)

備 考 2 1	鳥取県	一 一 年 月 一 月 一 月 一 日のとおり証明する。	選	その他の事項	その他の施設の名称病院、老人ホーム	選挙人の生年月日	選挙人の氏名	
のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のこと。 のいずれか証明をしないものがある場合は、「比例のがができるができるができるができる。 のいずれか証明をしないものがある場合は、「比例のできるができる。	選挙管理委員会委員長町(村)郡(市) 町(村)	る。 ² る。	令和 年 月 日執行 水議院 比例代表選出 議員選挙		県郡(市)町(村)番地	年 月 日生		不在者投票証明書

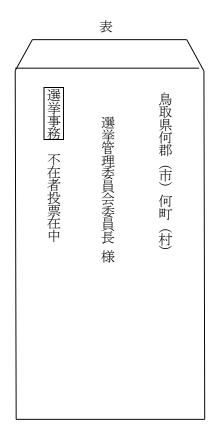
第7号様式 (不在者投票証明書用封筒)

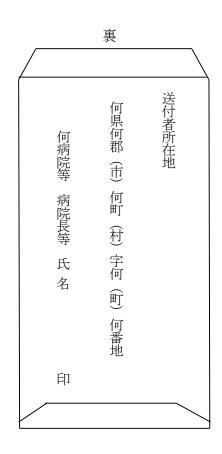




- 1 封かんの箇所には市(町)(村)選挙管理委員会の委員長の印が押されている。
- 2 封筒は、白色の用紙に黒インクで印刷する。

第8号様式 (送致用封筒)





- 1 表面に記載する「選挙事務」、「不在者投票在中」は朱書すること。
- 2 病院長等の氏名は、ゴム印等によって記載しても差し支えない。 なお、第8号様式送致用封筒は交付しないので、通常使用している封筒に様式に示す事項を記載して使 用のこと。
- 3 郵送による場合は、レターパックを使用すること。

第9号様式(送付書甲用紙)

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

不在者投票管理者 職 名 氏 名

印

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票について(送付)

このことについて、下記のとおり執行しましたので、公職選挙法施行令第60条の規定により不在者投票を別添のとおり送付します。

記

1 投票用紙及び投票用封筒の精算内訳

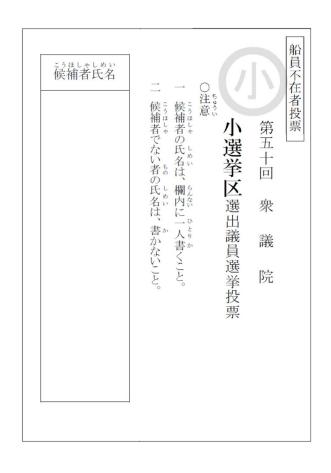
	区分	衆議院上選出議			小選挙区 員選挙	最高裁判国 民]所裁判官 審 査
		投票用紙	封 筒	投票用紙 封 筒		投票用紙	封 筒
	受領枚数						
括	使用枚数						
請求	残り枚数						
	投票者数@		人		人		人
個別請求	投票者数D		人		人		人
合計	·投票者数(@+b)		人		人		人
不有	E 者 投 票 証 明 書						通

2 不在者投票用紙等請求書兼送付書 (乙用紙) 別紙 No.1 から No. のとおり。

第10号様式 (船員の不在者投票用紙)

その1 その2 (衆議院比例代表選出議員選挙の船員不在者投票用紙)(衆議院小選挙区選出議員選挙の船員不在者投票用紙)





備考

用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで 印刷する。

備考

用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印 刷する。

その3 (最高裁判所裁判官国民審査の船員不在者投票用紙)

	× を 書く 欄	
	裁判宮の氏名	者投票

備考

用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

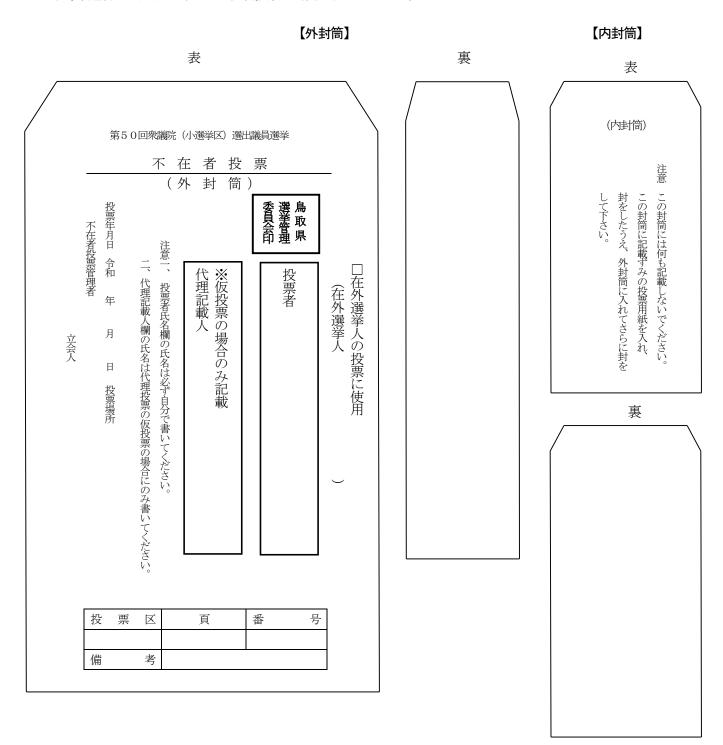
指定病院等における不在者投票の具体的な事務手続例

指定病院及び老人ホーム等における不在者投票については前述のとおりですが、具体的な例は次のとおりです。 〇〇〇〇を付しているのが、その時点における記入事項です。

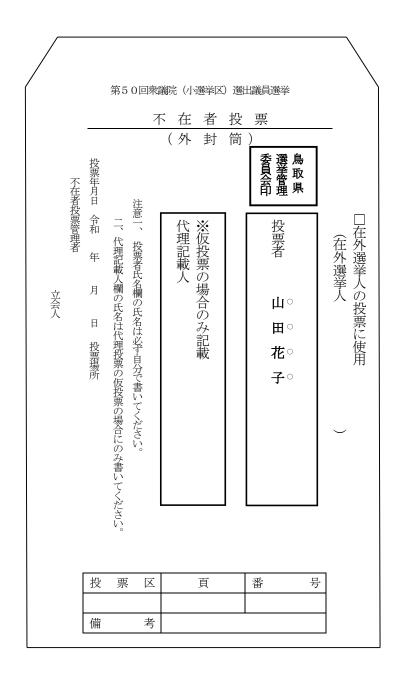
I 通常の不在者投票の場合

1 指定病院である鳥取病院に入院中の患者の山田花子さんは、病院を通じて投票用紙等を請求し、令和何年何月何日同病院で、不在者投票を行うことになった。同病院の不在者投票管理者は、病院長の甲山太郎氏であり、この不在者投票を行う際の立会人は、施設外から要請した乙野次郎氏という。請求によって名簿登載の甲野市選管から所定の事項を記載した投票用紙及び不在者投票用封筒の送付があった。

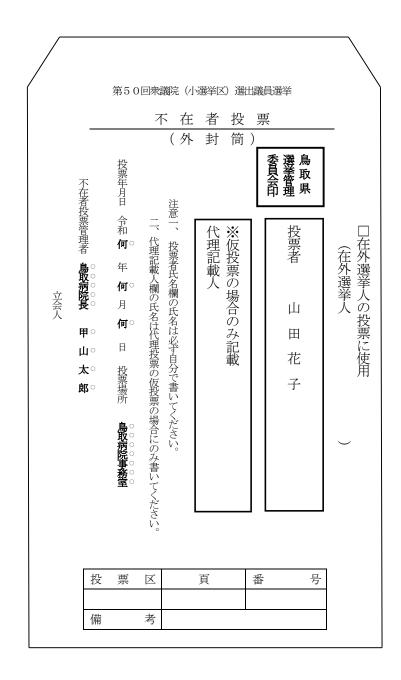
甲野市選管から送付のあった不在者投票用封筒は、次のとおり。



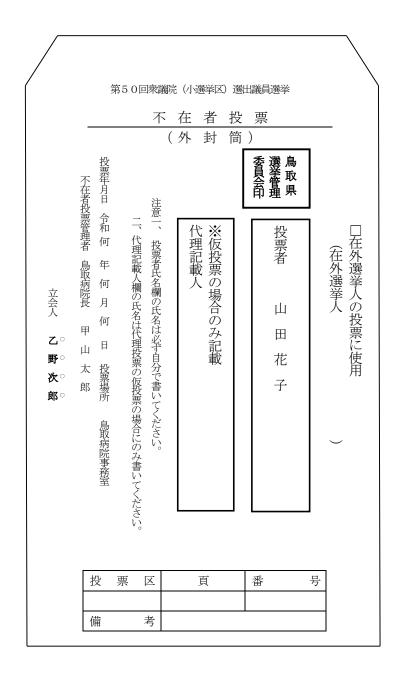
2 不在者投票者の山田花子さんは、投票記載所で、自ら候補者一名の氏名を記載し、その投票用紙を内封筒(この封筒には何も記入してはならない。)に入れ、封をし、その後に所定の投票用外封筒に入れ封をし、同封筒の投票者氏名欄に自分の名前を記して、不在者投票管理者甲山太郎氏に提出した。



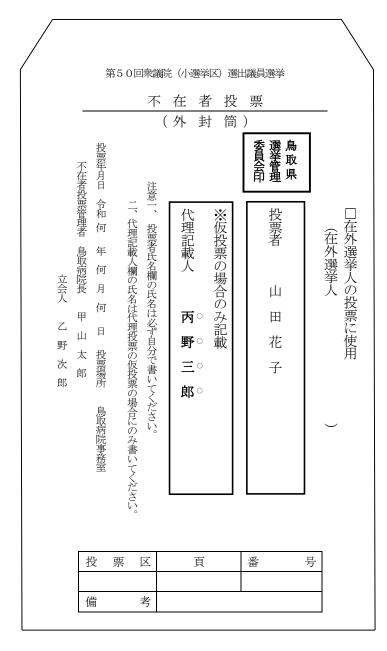
3 封をした投票用封筒を受理した不在者投票管理者の甲山太郎氏は同封筒に所定の記入事項である(1)投票の 年月日、(2)投票の場所、(3)不在者投票管理者の職名と氏名の記入をした。



4 次いで、この不在者投票に立ち会った立会人の乙野次郎氏は「立会人」の欄に署名をして、山田花子さんに関する投票管理の一連の行為は完全に行われた。



- Ⅱ 不在者投票の代理投票 (不在者投票事務処理要領7ページ左列参照) における投票用封筒に記載すべき事項に ついては、Iと同様です。
- Ⅲ 不在者投票の代理投票の仮投票(不在者投票事務処理要領7ページ左列参照)については、投票用封筒の表面 の代理記載人欄に代理記載人の氏名を記載させなくてはなりません。そのほかの同封筒の記載については I と 同様です。



※ 代理記載人欄は、代理投票の仮投票の場合にのみ記載。

市町村選挙管理委員会所在地等一覧表

令和6年10月1日現在

							1-3	40 T 10 71 1 1 2011
市	町 村	名	郵 便	番号	所 在	地	電 話	F A X 番 号
鳥	取	市	680-	8 5 7	鳥取市幸町 71		0857-30-8477	0857-20-3945
米	子	市	683-	8 6 8	米子市加茂町 1-1		0859-23-5346	0859-23-5349
倉	吉	市	682-	8 6 3	倉吉市堺町 2-253	3-1	0858-22-8147	0858-22-8170
境	港	市	684-	8 5 0	境港市上道町342	26	0859-47-1082	0859-47-1133
岩	美	町	681-	8 5 0	岩美町大字浦富 (675-1	0857-73-1411	0857-73-1569
若	桜	町	680-	0 7 9	若桜町大字若桜 8	801-5	0858-82-2211	0858-82-0134
智	頭	町	689-	1 4 0	智頭町大字智頭 2	2072-1	0858-75-4111	0858-75-1193
八	頭	町	680-	0 4 9	八頭町郡家 493		0858-76-0201	0858-73-0147
三	朝	町	682-	0 1 9	三朝町大字大瀬の	999-2	0858-43-1111	0858-43-0647
湯	梨 浜	町	682-	0 7 2	湯梨浜町大字久留	習 19-1	0858-35-3113	0858-35-3697
琴	浦	町	689-	2 3 9	琴浦町大字徳万 5	591-2	0858-52-2111	0858-49-0000
北	栄	町	689-	2 2 9	北栄町由良宿 423	3-1	0858-37-5861	0858-37-5339
日	吉津	村	689-	3 5 5	日吉津村大字日吉	言津 872-15	0859-27-0211	0859-27-0903
大	Щ	町	689-	3 2 1	大山町御来屋 328	3	0859-54-5201	0859-54-2702
南	部	町	683-	0 3 5	南部町法勝寺 377	7-1	0859-66-3112	0859-66-4806
伯	耆	町	689-	4 1 3	伯耆町吉長 37-3		0859-68-3111	0859-68-3866
日	南	町	689-	5 2 9 3	2 日南町霞 800		0859-82-1111	0859-82-1478
日	野	町	689-	4 5 0	日野町根雨 101		0859-72-0331	0859-72-1484
江	府	町	689-	4 4 0	江府町大字江尾 1	717-1	0859-75-2211	0859-75-2389

施設			市町村				1	収容	
番号	施設名	郵便番号	番号	所在地	代表者	電話番号	ファックス番号	定員	区分
-	鳥取赤十字病院 鳥取県立中央病院	680-8517 680-0901	1	鳥取市尚徳町117 鳥取市江津730	院長 竹内裕美院長 廣岡保明	0857-24-8111 0857-26-2271	0857-22-7903 0857-29-3227	350 518	1
_	鳥取市立病院	680-8501	1	鳥取市的場一丁目1	施設長 平野文弘	0857-37-1522	0857-37-1553	340	
_	独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	689-0203	1	鳥取市三津876	院長 髙橋 浩士	0857-59-1111	0857-59-1589	463	·
5	鳥取生協病院	680-0833	1	鳥取市末広温泉町458	院長 皆木眞一	0857-24-7251	0857-26-2945	260	
-	社会医療法人明和会医療福祉センター 渡辺病院	680-0011	1	鳥取市東町三丁目307	院長 渡辺 憲	0857-24-1151	0857-24-1024	282	<u> </u>
-	医療法人社団 尾崎病院	680-0941	1	鳥取市湖山町北2丁目555	理事長 尾崎 舞	0857-28-6616	0857-31-0730	180	-
-	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ 介護老人保健施設いなば幸朋苑(従来型)	680-0873 680-0001	1	鳥取市的場一丁目11 鳥取市浜坂228-1	施設長 以後 樹子 施設長 金藤 大三	0857-53-5770 0857-23-6611	0857-53-5766 0857-23-6613	100 80	
-	ユニット型介護老人保健施設いなば幸朋苑	680-0001	1	鳥取市浜坂228-1	施設長 金藤 大三	0857-23-6611	0857-23-6613	20	
-11	医療法人賛幸会老人保健施設はまゆう	680-0924	1	鳥取市野寺62-1	施設長 田中敬子	0857-51-7801	0857-51-7810	100	
-	鳥取大学医学部附属病院	683-8504	2	米子市西町36一1	病院長 武中 篤	0859-38-7027	0859-38-7029	697	
-	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター	683-0006	2	米子市車尾4丁目17-1	院長久留一郎	0859-33-7111	0859-34-1580	270	-
-	社会医療法人同愛会 博愛病院 医療法人育生会 高島病院	683-0853 683-0826	2	米子市両三柳1880 米子市西町6	院長 石部 裕一 理事長 浦辺千晶	0859-29-1100 0859-32-7711	0859-29-6322 0859-23-3863	199 119	
-	独立行政法人労働者健康安全機構 山陰労災病院	683-8605	2	米子市皆生新田一丁目8-1	院長 萩野 浩	0859-33-8181	0859-22-9651	363	
17	医療法人友紘会 皆生温泉病院	683-0002	2	米子市皆生新田三丁目7-8	院長 森本兼人	0859-32-9119	0859-32-3869	158	
-	医療法人養和会 養和病院	683-0841	2	米子市上後藤三丁目5-1	院長 野坂仁愛	0859-29-5351	0859-29-7179	230	
-	医療法人養和会 介護老人保健施設 仁風荘(従来型)	683-0841		米子市上後藤三丁目5-1	施設長 門脇 敬一	0859-24-0007	0859-48-1028	56 44	
-	医療法人養和会 ユニット型介護老人保健施設 仁風荘 医療法人厚生会 介護老人保健施設あわしま	683-0841 683-0854	2	米子市上後藤三丁目5-1 米子市彦名町1250	施設長 門脇 敬一 施設長 渡邉 ありさ	0859-24-0007 0859-24-1503	0859-48-1028 0859-24-1504	87	
-	社会医療法人同愛会 介護老人保健施設やわらぎ	683-0801	2	米子市新開4丁目11-13	施設長 大村 宏	0859-31-1000	0859-31-1003	67	
23	ユニット型介護老人保健施設やわらぎ	683-0801	2	米子市新開4丁目11-13	施設長 大村 宏	0859-31-1000	0859-31-1003	10	
-	医療法人 真誠会 介護老人保健施設ゆうとびあ	683-0852	2	米子市河崎581-3	理事長 前田 浩寿	0859-24-5666	0859-24-6032	89	<u> </u>
-	介護老人保健施設弓浜ゆうとびあ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	683-0104 683-0021	2	米子市大崎1511-1 半子市万共1239	施設長 齋藤 憲樹	0859-48-2334 0859-26-5566	0859-48-2277	70	
-	介護老人保健施設 なんぶ幸朋苑(従来型) ユニット型介護老人保健施設 なんぶ幸朋苑	683-0021 683-0021	2	米子市石井1238 米子市石井1238	施設長 演副隆一 施設長 演副隆一	0859-26-5566	0859-26-5570 0859-26-5570	36 44	
-	島取県立厚生病院	682-0804	3	倉吉市東昭和町150	院長 花木 啓一	0858-22-8181	0858-22-1350	304	
-	医療法人里仁会 北岡病院	682-0887	3	倉吉市明治町1031-5	院長 松田哲郎	0858-22-3176	0858-22-7299	102	
-	医療法人共済会 清水病院	682-0881	3	倉吉市宮川町129	院長 提嶋 正	0858-22-6170	0858-22-3030	98	
-	医療法人十字会 野島病院 医療塩かな カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	682-0863	3	倉吉市瀬崎町2714-1 倉吉市山根43	院長 山本敏雄	0858-22-6231	0858-22-6843	190	
-	医療福祉センター 倉吉病院 医療法人清生会 谷口病院	682-0023 682-0022	3	倉吉市山根43 倉吉市上井町一丁目13	院長 兼子幸一病院長 佐伯英明	0858-26-1011 0858-26-1211	0858-22-6843 0858-26-1216	240 42	
-	医療法人専仁会 信生病院	682-0017	3	倉吉市清谷町一丁目286	理事長 岸田政実	0858-26-7773	0858-26-7753	92	
35	医療法人清和会 垣田病院	682-0021	3	倉吉市上井302-1	院長 坂本雅彦	0858-26-5211	0858-26-6724	86	
-	介護老人保健施設 ル・サンテリオン(従来型)	682-0023	3	倉吉市山根55-233	施設長 遠藤 信典	0858-26-3051	0858-26-3005	40	
-	ユニット型介護老人保健施設 ル・サンテリオン	682-0023	3	倉吉市山根55-233	施設長 遠藤 信典	0858-26-3051	0050 40 4500	60	<u> </u>
-	医療法人清和会 介護老人保健施設うつぶき 医療法人十字会 老人保健施設のじま	682-0021 682-0863	3	倉吉市上井301 倉吉市瀬崎町2714-1	施設長 山村 至 施設長 熊谷 哲夫	0858-26-6331 0858-23-7100	0858-48-1528 0858-23-7101	100 106	
-	社会医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院	682-0023	3	倉吉市山根43-1	院長宮崎聡	0858-26-2111	0858-26-2112	120	
41	鳥取県済生会境港総合病院	684-8555	4	境港市米川町44	病院長 佐々木祐一郎	0859-42-3161	0859-42-3165	197	
_	介護老人保健施設 さかい幸朋苑	684-0063	4	境港市誠道町2082	施設長 渡部信之	0859-45-6782	0859-45-6818	50	
-	済生会介護老人保健施設はまかぜ 岩美町国民健康保険岩美病院	684-0062 681-0003	4	境港市蓮池町78-1 岩美郡岩美町大字浦富1029-2	施設長 粟木悦子 事業管理者 小谷訓男	0859-42-3190 0857-73-1421	0859-47-0890	50	—
-	石夫町国内建原体内有夫柄院 介護老人保健施設すこやか	680-0463	5 8	八頭郡八頭町宮谷123	施設長 村田勝敬	0858-76-7600	0857-73-0028 0858-76-0588	99 76	
-	国民健康保険 智頭病院	689-1402	7	八頭郡智頭町大字智頭1875	院長 足立 誠司	0858-75-3211	0858-75-3636	144	
47	鳥取医療生協鹿野温泉病院	689-0325	1	鳥取市鹿野町今市242	院長 竹内 勤	0857-84-2311	0857-84-3287	96	
-	介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野	689-0425	1	鳥取市鹿野町今市80	管理者 平本眞介	0857-84-3700	0857-84-3705	80	<u> </u>
-	介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野ユニット型 医療法人専仁会 介護老人保健施設 ハワイ信生苑	689-0425 682-0715	10	鳥取市鹿野町今市80 東伯郡湯梨浜町はわい温泉58-5	管理者 平本眞介 理事長 岸田政実	0857-84-3700 0858-35-5211	0857-84-3705 0858-35-5212	20 71	
-	島取県中部医師会立三朝温泉病院	682-0713	9	東伯郡三朝町山田690	院長深田悟	0858-43-1321	0858-43-2732	178	
-	南部町国民健康保険西伯病院	683-0323	15	西伯郡南部町倭397	院長 長谷川純一	0859-66-2211	0859-66-4012	198	
-	介護老人保健施設ル・サンテリオンよどえ(従来型)	689-3425	2	米子市淀江町佐陀2169	管理者 武田 二郎	0859-56-4073	0859-56-4075	41	
	介護老人保健施設ル・サンテリオンよどえユニット型	689-3425	2	米子市淀江町佐陀2169	管理者 武田 二郎	0859-56-4073	0859-56-4075	40	
-	医療法人美穂会介護老人保健施設小谷苑 医療法人社団キマチ外科・整形外科医院介護老人保健施設サンライズ名和	689-3205 689-3221	14	西伯郡大山町西坪545-1 西伯郡大山町富長750-3	理事長 鳥羽真美施設長 来海秀和	0859-54-3388 0859-54-3232	0859-54-3690 0859-54-3212	94 60	
-	区療法人社団ヤマア外科・整形外科医院介護を入床健施設サンライス名和 日野病院組合 日野病院	689-3221	18	日野郡日野町野田332	施政技 未海穷和	0859-54-3232	0859-54-3212	99	
-	医療法人社団日翔会 介護老人保健施設 おしどり荘	689-4503		日野郡日野町根雨909-1	施設長 原田和美	0859-72-0410	0859-72-1784	70	
-	日南町国民健康保険 日南病院	689-5211	17	日野郡日南町生山511-7	事業管理者 福家寿樹	0859-82-1235	0859-82-1341	99	
-	社会医療法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院	680-0003	1	鳥取市覚寺181 鳥取市国際取締兼与二丁日202	院長日笠親績	0857-27-1151	0857-27-1152	180	
-	老人保健施設 ふたば 介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条(従来型)	680-8062 689-2111	1 12	鳥取市国府町稲葉丘三丁目303 東伯郡北栄町土下123-1	管理者 山脇敏正 理事長 藤井一博	0857-23-1830 0858-36-5220	0857-23-1903 0858-36-5224	100 60	
-	介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条ユニット型	689-2111	12	東伯郡北栄町土下123-1	理事長 藤井一博	0858-36-5220	0858-36-5224	20	
64	社会福祉法人敬仁会介護老人保健施設ル・サンテリオン東郷	689-0731	10	東伯郡湯梨浜町野花443-1	施設長 今田 悌雅	0858-32-2570	0858-32-2574	47	
-	ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリオン東郷	689-0731		東伯郡湯梨浜町野花443-1	施設長 今田 悌雅	0858-32-2570	0858-32-2574	18	
-	医療法人至誠会介護老人保健施設ひまわり(従来型)	682-0411	3	倉吉市関金町関金宿1891-1 倉吉市関金町関金宿1801-1	施設長 谷田 理	0858-45-6111	0858-45-6113	54 44	
-	医療法人至誠会ユニット型介護老人保健施設ひまわり 医療法人昌平会大山リハビリテーション病院	682-0411 689-4102		倉吉市関金町関金宿1891-1 西伯郡伯耆町大原927-1	施設長 谷田 理病院長 富田昌宏	0858-45-6111 0859-68-4111	0858-45-6113 0859-68-4185	60	
-	介護老人保健施設アイアイ	683-0257		米子市榎原1823	施設長 清水法男	0859-39-7700	0859-39-7701	70	_
70	社会福祉法人宏平会介護老人保健施設しびのさと	689-4105	16	西伯郡伯耆町久古1109-2	理事長 富田昌宏	0859-68-6565	0859-68-6566	70	
-	介護老人保健施設はまなす	689-3114		西伯郡大山町田中1383	施設長 岸田 芳幸	0858-58-6161	0858-58-2175	50	
-	介護老人保健施設ウェルケアいなば 錦海リハビリテーション病院	680-1203 683-0825	2	鳥取市河原町稲常463 米子市錦海町3-4-5	施設長 芦田 一郎病院長 角田賢	0858-85-1681 0859-34-2300	0858-85-0011 0859-34-2303	68 48	
-	新海バビリナーション内院 介護老人保健施設あやめ	683-0825 689-4411	19	日野郡江府町大字武庫475	施設長 秦 幸吉	0859-75-3230	0859-34-2303	48	
-	介護老人保健施設あやめ(ユニット型)	689-4411		日野郡江府町大字武庫475	施設長 秦 幸吉	0859-75-3230	0859-75-3280	40	
-	鳥取県済生会介護医療院なでしこ境港	684-8555		境港市米川町44	施設長 丸山茂樹	0859-42-5801	0859-42-5801	29	
-	社会医療法人仁厚会米子東病院	689-3425	2	米子市淀江町佐陀2169	院長森尾泰夫	0859-56-5232	0859-56-5233	95	
-	医療法人社団昌平会介護医療院はじめ 社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院介護医療院センテナリアンハウス	689-4102 680-0011	16	西伯郡伯耆町大原927-1 鳥取市東町三丁目307	管理者 富田昌宏院長 渡辺 憲	0859-68-4111 0857-24-1151	0859-68-4185 0857-24-1024	40 26	
-	社会医療法人明和会医療福祉センターウェルフェア北國渡辺病院介護医療院カメリアハウス	680-0003	1	鳥取市覚寺181	院長 日笠親績	0857-27-1151	0857-27-1152	60	_
-	社会医療法人明和会医療福祉センターウェルフェア北園渡辺病院介護医療院マグノリアハウス	680-0003	1	鳥取市覚寺181	院長 日笠親績	0857-27-1151	0857-27-1152	60	
-	鳥取医療生活協同組合介護医療院レインボーしかの	689-0425	1	鳥取市鹿野町今市242	施設長 上萬 恵	0857-84-2311	0857-84-3287	46	
-	養護老人ホーム鳥取市なごみ苑 ミレの白素苑(コニット刊)	680-0873	1	鳥取市的場二丁目1 島取市伏野1771米地36	所長 川口弥文	0857-53-6551	0857-53-6554	90 70	_
-	ふしの白寿苑(ユニット型) 白兎あすなろ	689-0201 689-0206	1	鳥取市伏野1771番地36 鳥取市白兎8	苑長 塩 俊英 施設長 太田 勝彦	0857-59-0108 0857-59-0111	0857-59-1700 0857-59-1228	100	
-	美和あすなろ	680-1146		鳥取市赤子田451	施設長 名越 善彦	0857-53-5721	0857-53-5724	82	

施設	指上例に守一見 () 施政債 写順) **********************************	和原平日	市町村	死	**	秦红来 D	727 至日	収容	ΕΛ
番号	施設名 ケアハウス いなば幸朋苑	郵便番号	番号	所在地 鳥取市浜坂228-1	代表者 施設長 田中 俊介	電話番号	ファックス番号 0857-23-6613	定員 50	区分
	高草あすなろ(従来型)	680-1418	1	鳥取市大桷330	施設長 大橋茂樹	0857-39-1800	0857-39-1801	86	2
_	高草あすなろ(ユニット型事業所)	680-1418	1	鳥取市大桷330	施設長 大橋茂樹	0857-39-1800	0857-39-1801	30	2
90	特別養護老人ホーム若葉台(従来型)	689-1112	1	鳥取市若葉台南四丁目2-27	所長 野村 智恵美	0857-38-6666	0857-38-6611	86	2
91	特別養護老人ホーム若葉台(ユニット型事業所)	689-1112	1	鳥取市若葉台南四丁目2-27	所長 野村 智恵美	0857-38-6666	0857-38-6611	10	2
_	皆生みどり苑	683-0002	2	米子市皆生新田二丁目3-1	苑長 飯田健一	0859-32-2500	0859-32-2507	20	2
_	皆生みどり苑(ユニット型)	683-0002	2	米子市皆生新田二丁目3-1	苑長 飯田健一	0859-32-2500	0859-32-2507	80	2
_	特別養護老人ホーム よなご幸朋苑 特別養護老人ホーム なんぶ幸朋苑(従来型)	683-0841 683-0021	2	米子市上後藤3丁目7-1 米子市石井1238	施設長 高岡久雄 施設長 松本恭治	0859-30-0123 0859-26-5566	0859-30-0130 0859-26-5570	74 80	2
_	ユニット型特別養護老人ホーム なんぶ幸朋苑	683-0021	2	米子市石井1238	施設長 松本恭治	0859-26-5566	0859-26-5570	24	2
_	介護老人福祉施設博愛苑	689-3533	2	米子市一部555	施設長 長瀬 由卓	0859-37-1100	0859-27-7233	84	2
98	介護老人福祉施設ピースポート	683-0104	2	米子市大崎1511-1	施設長 竹下 将史	0859-48-2332	0859-48-2277	74	2
99	社会福祉法人こうほうえん ケアハウスなんぶ幸朋苑	683-0021	2	米子市石井1238	施設長 森安 克彦	0859-26-5566	0859-26-5570	50	2
_	養護老人ホーム シルバー倉吉	682-0018	3	倉吉市福庭町2丁目145	森石 彰子	0858-26-0821	0858-26-0822	50	2
_	湯梨浜はごろも苑(ユニット型)	682-0712	3	東伯郡湯梨浜町上浅津407	苑長 池添 順子	0858-41-1701	0858-41-1702	120	2
_	介護老人福祉施設 ル・ソラリオン(従来型) ユニット型介護老人福祉施設 ル・ソラリオン	682-0023 682-0023	3	倉吉市山根55-3 倉吉市山根55-3	施設長 平田雅人	0858-26-0115 0858-26-0115	0858-26-0116 0858-26-0116	35 100	2
	特別養護老人ホーム さかい幸朋苑	684-0063	4	境港市誠道町2083番地	施設長 濱田 壮	0859-45-6781	0859-45-6785	90	2
	ケアハウスさかい幸朋苑	684-0063	4	境港市誠道町2082	施設長 中嶋 健児	0859-45-6782	0859-45-6818	50	2
106	岩井あすなろ(従来型)	681-0025	5	岩美郡岩美町大字宇治1034	施設長 坂本資明	0857-72-3571	0857-72-3575	38	2
107	岩井あすなろ(ユニット型事業所)	681-0025	5	岩美郡岩美町大字宇治1034	施設長 坂本資明	0857-72-3571	0857-72-3575	44	2
_	特別養護老人ホーム 河原あすなろ	680-1205	1 -	鳥取市河原町今在家842	施設長 井殿修子	0858-85-1411	0858-85-1573	76	2
	智頭町立智頭心和苑 株別善雑夫 4 ホール 写真をすたる	689-0351	7	八頭郡智頭町大字智頭1875	所長 高田昌史之	0858-75-2717	0858-75-0025	76 70	2
	特別養護老人ホーム 気高あすなろ 日来春	689-0351 682-0712	10	鳥取市気高町八幡268 東伯郡湯梨浜町大字上浅津70-1	施設長 大橋 陽子 寮長 圓山智則	0857-82-3971 0858-35-2019	0857-82-3975 0858-35-2023	124	2
	ウスス 特別養護老人ホーム三朝温泉 三喜苑	682-0712	9	東伯郡三朝町大字横手396	施設長 藤原 佐智	0858-43-3322	0858-43-3321	70	2
_	ケアハウスみどり園	689-2301	11	東伯郡琴浦町大字八橋1937	施設長 小倉 寿行	0858-53-2511	0858-53-2512	50	2
114	特別養護老人ホームみどり園	689-2301	11	東伯郡琴浦町大字八橋1937	施設長 加藤昌子	0858-53-2820	0858-53-2822	90	2
_	介護老人福祉施設百寿苑	689-2501	11	東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3	苑長 入江祐子	0858-55-2051	0858-55-2445	50	2
_	特別養護老人ホームゆうらく	683-0337	15	西伯郡南部町落合480	施設長 細田庸夫	0859-66-2253	0859-66-2282	97	2
_	特別養護老人ホームいずみの苑	689-3402	2	米子市淀江町淀江1075	理事長 河本美穂	0859-56-6888	0859-56-3338	74	2
_	軽費老人ホーム玉真園 特別養護老人ホームあかねの郷	689-3226 689-5665	14	西伯郡大山町大塚717 日野郡日南町下石見2315	園長代行 吉田 明正 理事長 坪倉 孔喜	0859-54-2438 0859-83-0842	0859-54-2393 0859-83-0846	75 90	2
_	特別養護老人ホーム江美の郷	689-3663	19	日野郡江府町大字久連7	施設長 小倉格	0859-75-3626	0859-75-3645	50	2
_	ケアハウス 新いなば幸朋苑	680-0001	1	鳥取市浜坂222-1	施設長 中尾 一成	0857-39-8665	0857-23-6771	36	2
122	介護老人福祉施設新いなば幸朋苑	680-0001	1	鳥取市浜坂222-1	施設長 中尾 一成	0857-39-8665	0857-23-6771	50	2
123	社会福祉法人敬仁会特別養護老人ホーム ル・ソラリオン名和	689-3205	14	西伯郡大山町西坪520-1	施設長 佐々木 和代	0859-54-6500	0859-54-6501	70	2
_	社会福祉法人敬仁会ケアハウス ル・ソラリオン名和	689-3205	14	西伯郡大山町西坪520-1	施設長 佐々木 和代	0859-54-6500	0859-54-6501	15	2
-	指定介護老人福祉施設わかさ・あすなろ	680-0701	6	八頭郡若桜町若桜1238	施設長 右近秀明	0858-82-5151	0858-82-5152	66	2
_	ケアハウス三喜苑 ケアハウスいずみの苑	682-0125 689-3402	9	東伯郡三朝町大字横手396 米子市淀江町淀江1075	施設長 藤原 佐智 理事長 河本美穂	0858-43-3322 0859-56-6888	0858-43-3321 0859-56-3338	15 20	2
_	社会福祉法人みのり福祉会倉吉スターロイヤル	682-0922	3	倉吉市福守町433	施設長 森貞福恵	0858-28-6318	0858-28-6348	59	2
_	ケアハウスリバーサイド	683-0104	2	米子市大崎1511-1	施設長 竹下 将史	0859-48-2630	0859-48-2277	50	2
130	ケアハウス ル・サンテリオン	682-0023	3	倉吉市山根55-234	施設長 矢間 やすみ	0858-26-3051		15	2
131	社会福祉法人宏平会ケアハウス大山のふもと	689-4102	16	西伯郡伯耆町大原1013-11	施設長 金田 友実	0859-68-6800	0859-68-6801	72	2
_	特別養護老人ホームすこやか	680-0463	8	八頭郡八頭町宮谷174-1	施設長 田中 裕之	0858-76-7601		74	2
_	社会福祉法人やず ケアハウスすこやか	680-0463 689-4503	8	八頭郡八頭町宮谷165-1 日野郡日野町根雨730	施設長 井上 貴之 松本敏紀	0858-76-7611	0858-76-0590	50 50	2
_	特別養護老人ホーム あいご 軽費老人ホーム第2ケアハウスみどり園	689-2301	18	東伯郡琴浦町大字八橋1937	施設長 前田信子	0859-77-0777 0858-53-6131	0859-72-1818 0858-53-2512	30	2
_	特別養護老人ホームなりすな(従来型)	689-0511	1	鳥取市青谷町善田27-1	施設長 福永貴祐	0857-85-0117	0857-85-5025	50	2
_	特別養護老人ホームなりすな(ユニット型事業所)	689-0511	1	鳥取市青谷町善田27-1	施設長 福永貴祐	0857-85-0117	0857-85-5025	36	2
138	有料老人ホームいずみの苑	689-3402	2	米子市淀江町淀江1075	理事長 河本美穂	0859-56-6888	0859-56-3338	84	2
_	特別養護老人ホーム大山やすらぎの里	689-3333	14	西伯郡大山町唐王208	施設長 浅田 龍太朗	0859-39-5555	0859-39-5100	57	2
_	介護老人福祉施設新さかい幸朋苑	684-0033	4	境港市上道町2053-1	施設長 藤本 健	0859-47-6511	0859-47-6513	64	2
_	社会福祉法人だんのさとケアハウス暖の里社会福祉法人だんのさとケアハウス暖の里新館	680-1442 680-1442	1	鳥取市吉岡温泉町52-1 鳥取市吉岡温泉町895-1	施設長 川口 保則 施設長 前田 康成	0857-57-0150 0857-54-5755	0857-57-0180 0857-54-5766	50 50	2
_	村芸価低法人にんのさどケアバリ人味の主射的特別養護老人ホームいこいの社	680-1442	1	鳥取市湖山町西三丁目113-1	所長 奥田 恵子	0857-34-5755	0857-34-5766	80	2
	社会福祉法人慶愛会 軽費老人ホーム 皆生やすらぎの里あおい	683-0001	2	米子市皆生温泉四丁目17-2	施設長 渡邊 愛子	0859-34-5731	0859-34-5741	50	2
145	介護老人福祉施設にしまち幸朋苑	680-0022	1	鳥取市西町5丁目108	理事長 廣江 晃	0857-25-6517	0857-25-6516	30	2
_	有料老人ホームけあホームひまわり関金	682-0411	3	倉吉市関金町関金宿1891-10	管理者 福井 直樹	0858-45-6117	0858-45-6113	18	2
_	小規模特別養護老人ホームきたやま	680-0601	8	八頭郡八頭町北山159-1	施設長 岡垣一樹	0858-84-6220	0858-84-3111	29	2
	ケアハウスかずき 特別養護老人ホームはまゆう	689-3225 680-0923	14	西伯郡大山町押平747-1 鳥取市服部204-1	施設長 笠井敬一朗 理事長 田中彰	0859-54-6180 0857-51-7838	0859-54-2788 0857-51-7837	30 60	2
_	特別養護老人ホームのでらはまゆう	680-0923	1	鳥取市服部204-1	理事長 田中彰	0857-51-7838	0857-51-7837	70	2
_	地域密着型介護老人福祉施設皆生ピースポート(ユニット型)	683-0801	2	米子市新開3丁目3-10	施設長 佐平登志美	080-5611-3358	0859-36-8192	29	2
_	養護老人ホーム真誠会皆生エスポワール	683-0801	2	米子市新開1丁目5-15	施設長 瀬野尾 剛	0859-33-9310	0859-33-9397	140	2
153	障害者福祉センター友愛寮	680-0947	1	鳥取市湖山町西三丁目113-1	寮長 金涌 文男	0857-28-4717	0857-28-4750	50	3
	障害者福祉センター厚和寮	680-0947	1	鳥取市湖山町西三丁目127	寮長 生駒哲一	0857-28-0860	0857-28-0876	40	3
155	伏野つばさ園	689-0201	1	鳥取市伏野2259番地43	施設長 荘田 伸陽	0857-59-1911	0857-59-2222	40	3
4 = 4			3	倉吉市大宮451-1 境港市渡町2480	施設長 松下 昇 施設長 清水美和子	0858-28-6781 0859-45-5400	0858-28-6778 0859-45-5411	50 70	3
	ヴェルヴェチア	682-0841 684-0072	4	ついら リバスペー とせひひ	心区区 用小天和丁	0000 40 0400	0000 40 0411		4
157	ヴェルヴェチア 障害者支援施設 光洋の里	682-0841 684-0072 689-3541	4 2	米子市二本木1690	施設長 増田 腎二	0859-56-6226	0859-56-6228	70	
157 158	ヴェルヴェチア	684-0072		米子市二本木1690 東伯郡湯梨浜町長和田1835-1	施設長 増田 賢二 施設長 石田 留美	0859-56-6226 0858-32-0780	0859-56-6228 0858-32-0787	70 80	4
157 158 159	ヴェルヴェチア 障害者支援施設 光洋の里 救護施設 よなご大平園	684-0072 689-3541	2						1
157 158 159 160 161	ヴェルヴェチア 障害者支援施設 光洋の里 教護施設 よなご大平園 教護施設ゆりはま大平園 社会福祉法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院アルメリアハウス 養和病院介護医療院	684-0072 689-3541 689-0732 680-0003 683-0841	2	東伯郡湯梨浜町長和田1835-1 鳥取市覚寺181番地 米子市上後藤3-5-1 養和病院2F	施設長 石田 留美院長 日笠 親績管理者 野坂 仁愛	0858-32-0780 0857-27-1151 0859-29-5311	0858-32-0787	80 60 30	1
157 158 159 160 161 162	ヴェルヴェチア 障害者支援施設 光洋の里 救護施設 よなご大平園 救護施設ゆりはま大平園 社会福祉法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院アルメリアハウス 養和病院介護医療院 介護医療院ふもと	684-0072 689-3541 689-0732 680-0003 683-0841 689-4102	2	東伯郡湯梨浜町長和田1835-1 鳥取市覚寺181番地 米子市上後藤3-5-1 養和病院2F 西伯郡伯耆町大原927-1	施設長 石田 留美院長 日笠 親績管理者 野坂 仁愛管理者 富田 昌宏	0858-32-0780 0857-27-1151 0859-29-5311 0859-68-4111	0858-32-0787 0857-27-1152 0859-68-4185	80 60 30 118	4 1 1
157 158 159 160 161 162 163	ヴェルヴェチア 障害者支援施設 光洋の里 救護施設 よなご大平園 救護施設ゆりはま大平園 社会福祉法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院アルメリアハウス 養和病院介護医療院 介護医療院ふもと ケアハウス新いなば幸朋苑はまなす	684-0072 689-3541 689-0732 680-0003 683-0841 689-4102 680-0001	2	東伯郡湯梨浜町長和田1835-1 鳥取市覚寺181番地 米子市上後藤3-5-1 養和病院2F 西伯郡伯耆町大原927-1 鳥取市浜坂222-1	施設長 石田 留美院長 日笠 親績管理者 野坂 仁愛管理者 富田 昌宏中尾 一成	0858-32-0780 0857-27-1151 0859-29-5311	0858-32-0787 0857-27-1152	80 60 30 118 29	4 1 1 1 2
157 158 159 160 161 162 163 164	ヴェルヴェチア 障害者支援施設 光洋の里 救護施設 よなご大平園 救護施設ゆりはま大平園 社会福祉法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院アルメリアハウス 養和病院介護医療院 介護医療院 介護医療院ふもと ケアハウス新いなば幸朋苑はまなす 西伯病院介護医療院さくら	684-0072 689-3541 689-0732 680-0003 683-0841 689-4102 680-0001 683-0323	2	東伯郡湯梨浜町長和田1835-1 鳥取市覚寺181番地 米子市上後藤3-5-1 養和病院2F 西伯郡伯耆町大原927-1 鳥取市浜坂222-1 西伯郡南部町倭397	施設長 石田 留美院長 日笠 親綾管理者 野坂 仁愛管理者 富田 昌宏中尾 一成陶山 和子	0858-32-0780 0857-27-1151 0859-29-5311 0859-68-4111 0857-23-6611	0858-32-0787 0857-27-1152 0859-68-4185	80 60 30 118 29	4 1 1 1 2 1
157 158 159 160 161 162 163 164	ヴェルヴェチア 障害者支援施設 光洋の里 救護施設 よなご大平園 救護施設ゆりはま大平園 社会福祉法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院アルメリアハウス 養和病院介護医療院 介護医療院ふもと ケアハウス新いなば幸朋苑はまなす	684-0072 689-3541 689-0732 680-0003 683-0841 689-4102 680-0001	2 10	東伯郡湯梨浜町長和田1835-1 鳥取市覚寺181番地 米子市上後藤3-5-1 養和病院2F 西伯郡伯耆町大原927-1 鳥取市浜坂222-1	施設長 石田 留美院長 日笠 親績管理者 野坂 仁愛管理者 富田 昌宏中尾 一成	0858-32-0780 0857-27-1151 0859-29-5311 0859-68-4111	0858-32-0787 0857-27-1152 0859-68-4185	80 60 30 118 29	4 1 1 1 2 1 99
157 158 159 160 161 162 163 164 165	ヴェルヴェチア 障害者支援施設 光洋の里 救護施設 よなご大平園 救護施設ゆりはま大平園 社会福祉法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院アルメリアハウス 養和病院介護医療院 介護医療院ふもと ケアハウス新いなば幸朋苑はまなす 西伯病院介護医療院社会ら 鳥取刑務所	684-0072 689-3541 689-0732 680-0003 683-0841 689-4102 680-0001 683-0323 680-1165	2 10	東伯郡湯梨浜町長和田1835-1 鳥取市覚寺181番地 米子市上後藤3-5-1 養和病院2F 西伯郡伯耆町大原927-1 鳥取市浜坂222-1 西伯郡南部町倭397 鳥取市下味野719	施設長 石田 留美 院長 日笠 親績 管理者 野坂 仁愛 管理者 富田 昌宏 中尾 一成 陶山 和子 所長 西川原靖	0858-32-0780 0857-27-1151 0859-29-5311 0859-68-4111 0857-23-6611	0858-32-0787 0857-27-1152 0859-68-4185 0857-23-6771	80 60 30 118 29 15 651	
157 158 159 160 161 162 163 164 165 166	ヴェルヴェチア 障害者支援施設 光洋の里 救護施設 よなご大平園 救護施設ゆりはま大平園 社会福祉法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院アルメリアハウス 養和病院介護医療院 介護医療院かもと ケアハウス新いなば幸朋苑はまなす 西伯病院介護医療院さくら 鳥取刑務所 米子拘置支所	684-0072 689-3541 689-0732 680-0003 683-0841 689-4102 680-0001 683-0323 680-1165 683-0841	2 10	東伯郡湍梨浜町長和田1835-1 鳥取市覚寺181番地 米子市上後藤3-5-1 養和病院2F 西伯郡伯書町大原927-1 鳥取市浜坂222-1 西伯郡南郡町優397 鳥取市下味野719 米子市上後藤六丁目15番1号	施設長 石田 留美 院長 日笠 親績 管理者 野坂 仁愛 管理者 富田 昌宏 中尾 一成 陶山 和子 所長 西川原靖	0858-32-0780 0857-27-1151 0859-29-5311 0859-68-4111 0857-23-6611	0858-32-0787 0857-27-1152 0859-68-4185 0857-23-6771	80 60 30 118 29 15 651	99